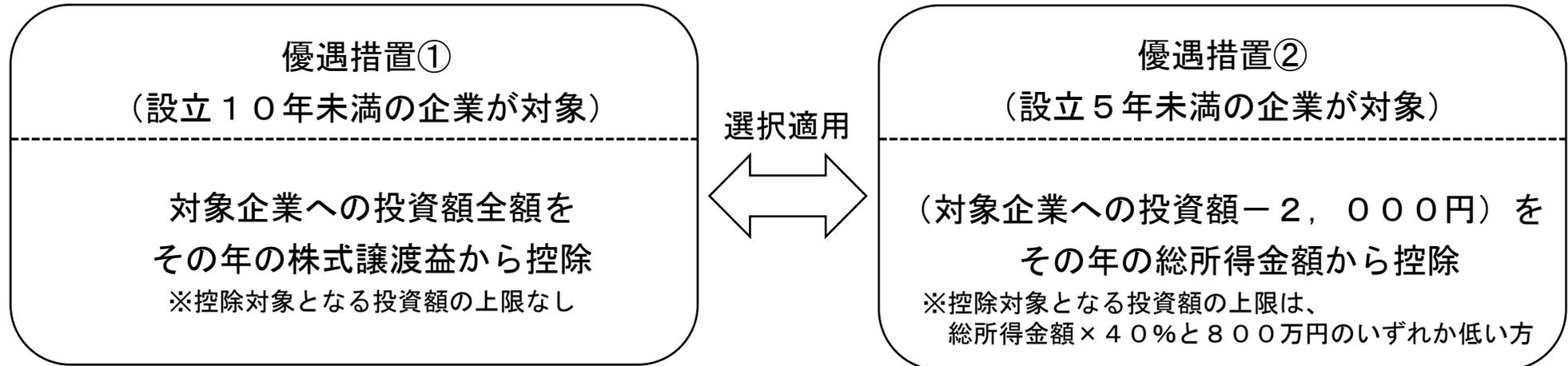


エンジェル税制の概要

投資段階の優遇措置



- ※1 上記特例の対象となる企業は、その企業の事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なもの等として、一定の要件を満たすものをいう。
- ※2 投資方法としては、民法上の組合及びファンド経由の投資も含まれる。
また、認定ファンド及び認定クラウドファンディング経由の場合は、投資先企業に係る一部の要件が免除される。
- ※3 上記特例により控除した額は、株式の取得価額から差し引き、株式売却時に課税される。

譲渡段階の優遇措置

未上場ベンチャー企業株式の売却により損失が生じたときは、その年の他の株式譲渡益から、その損失額を控除可能。

さらに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降3年間にわたって、繰越控除が可能。

※ ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に3年間の繰越控除が可能。

參考資料

所得の概念

消費型（支出型）所得概念

各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と概念し、蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方

取得型（発生型）所得概念

各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値、すなわち経済的利得を所得と観念する考え方

包括的所得概念（純資産増加説）

制限的所得概念（所得源泉説）

○ 利子・配当・地代・利潤・給与等、
反覆的・継続的に生ずる利得

○ 一時的・偶発的・恩恵的利得
（キャピタル・ゲインなど）

× 帰属所得
× 未実現のキャピタル・ゲイン（注）

（注）平成 27 年度改正において創設された「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」などにより、未実現のキャピタルゲインが例外的に課税される場合がある。

所得税における「所得」の範囲について（イメージ）

所得税法が課税対象となり得る「所得」として観念していないもの

所得税法が課税対象となり得る「所得」として観念しているもの

帰属所得
未実現のキャピタル
ゲイン（※）等

非課税所得等

総所得金額等

所得計算上の控除等

（注）所得は収入その他の経済的利益がある場合に生じる。
現行法における非課税所得等の範囲は、以下のとおり。

- ① 所得税法の規定によるもの
（恩給・遺族年金、出張旅費・通勤手当・現物給付、損害保険金、障害者等の少額預金の利子等）
- ② 租税特別措置法の規定によるもの
（勤労者財形住宅（年金）貯蓄の利子、国等へ重要文化財を譲渡した場合の譲渡所得等）
- ③ その他の法令の規定によるもの
（児童手当、雇用保険の失業等給付、生活保護の保護金品、宝くじの当せん金品等）

※ 平成 27 年度改正において創設された「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」などにより、未実現のキャピタルゲインが例外的に課税される場合がある。

アメリカの段階的課税のイメージ

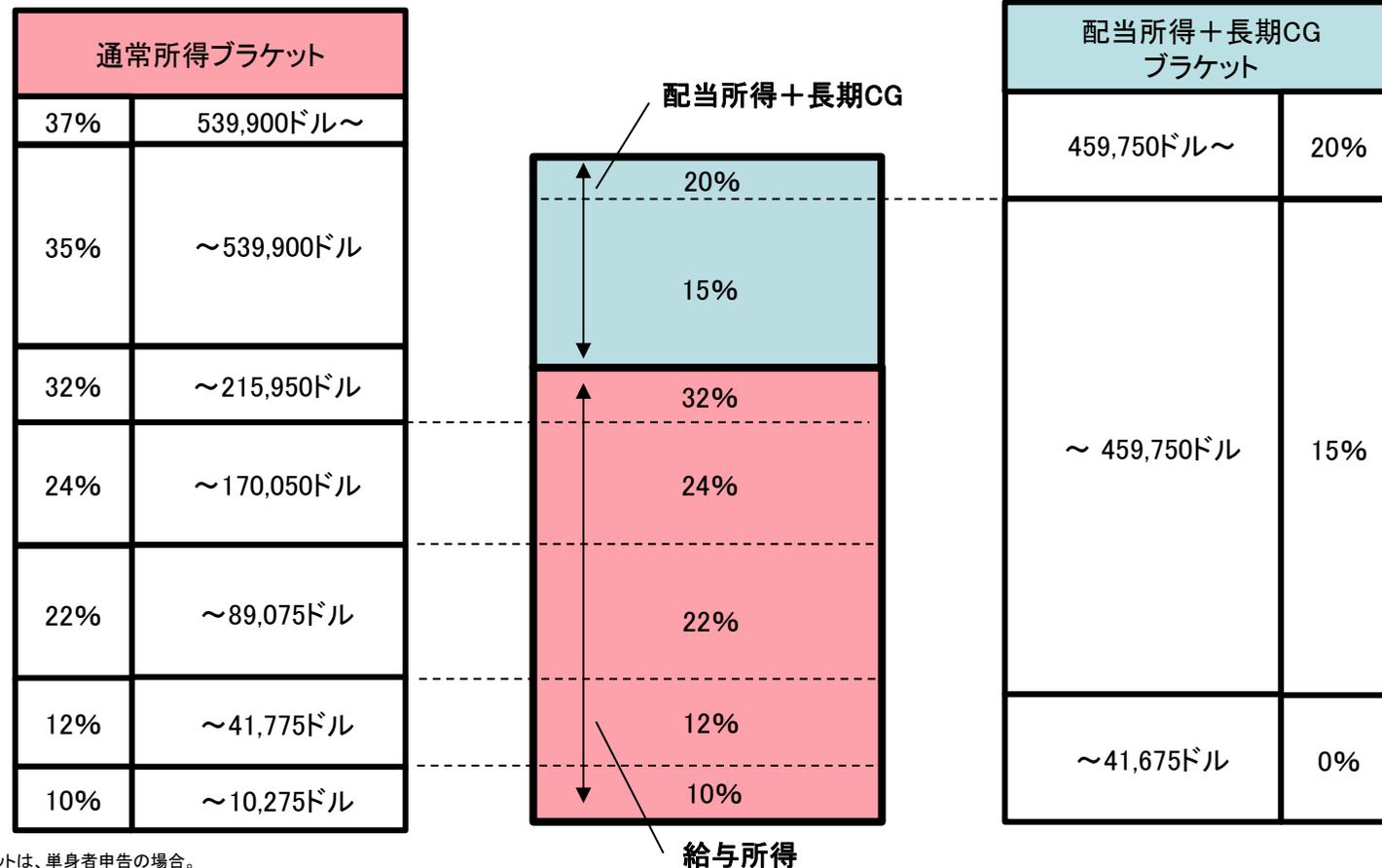
【課税方法】

(2022年1月現在)

- (1) 給与所得等の通常所得の次に、配当所得及び長期キャピタルゲイン(CG)を積み上げる。
 (2) 通常所得、配当所得及び長期CGそれぞれに税率ブラケットが設定されており、それぞれ計算した税額を合算。配当所得・長期CGについては、通常所得と配当所得・長期CGの合計額で適用する税率ブラケットが決まる。

【具体例】積み上げのイメージと適用税率

課税所得: 500,000ドル (内訳 給与所得: 180,000ドル、配当所得及び長期キャピタルゲイン: 320,000ドル)



(注) 上記の税率ブラケットは、単身者申告の場合。

イギリスの段階的課税のイメージ

(2022年1月現在)

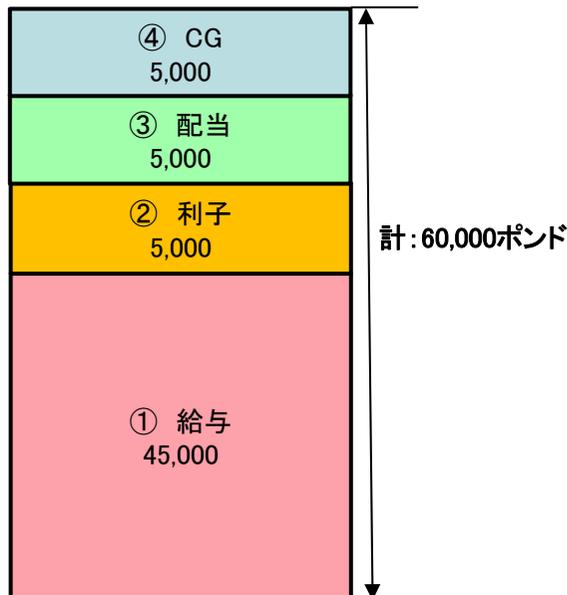
【課税方法】

- (1) 給与等、利子、配当、キャピタル・ゲイン(CG)の順番に収入から控除額を差し引いた額(所得)を積み上げる。
 (2) 所得区分ごとに税率ブラケットが設定されており、(1)で積み上げた所得の高さ(※)に応じて適用する税率ブラケットが決まり、税額を計算。
 (※)例えば利子の場合、①給与所得と②利子所得の合計額で適用する税率ブラケットが決まる。

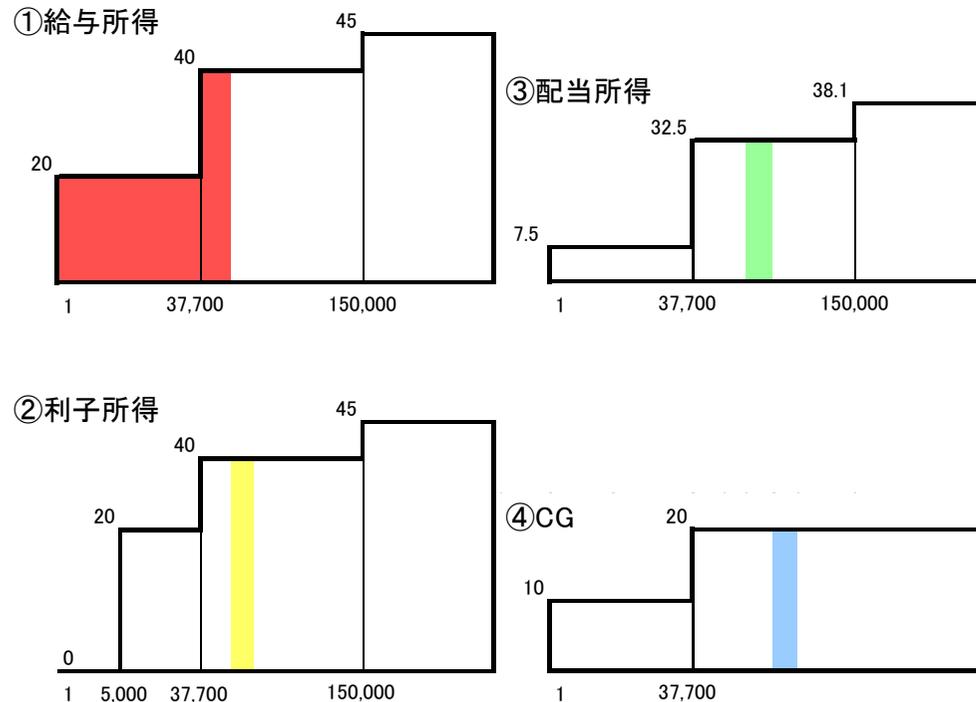
【具体例】

課税所得:60,000ポンド (内訳 給与所得:45,000ポンド、利子所得:5,000ポンド、配当所得:5,000ポンド、CG:5,000ポンド)

(1) 積み上げのイメージ

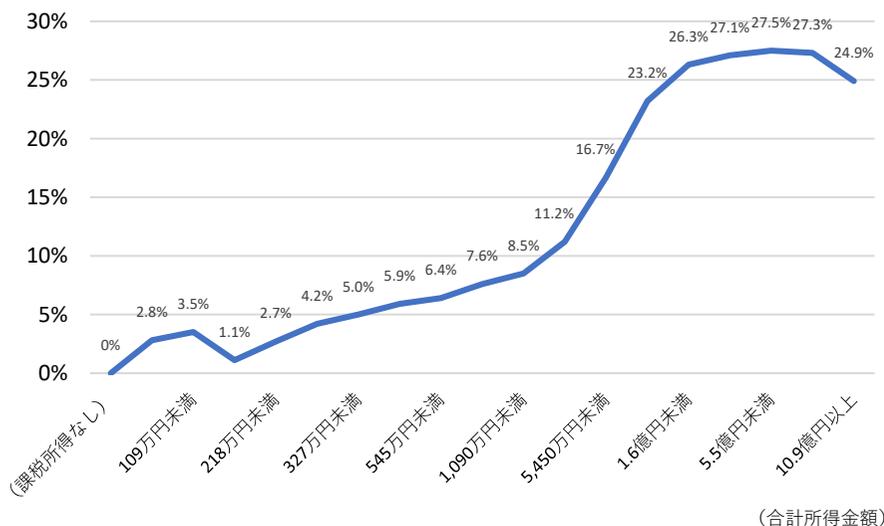


(2) 所得区分ごとの税率ブラケット

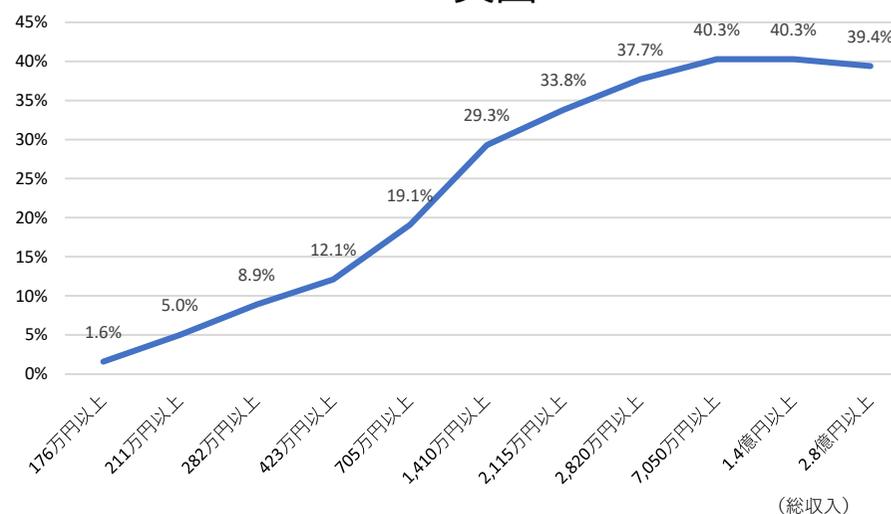


主要国における申告納税者の所得税負担率

米国



英国



米国 【ニューヨーク市】		
〔※下記のほか、高所得者に対し追加的に税が課される(注2)〕		
給与所得課税 ・利子課税	総合課税	17.1~51.8% 〔連邦税:10~37% 州・地方政府税:7.1%~14.8%〕
配当課税・ 株式譲渡益課税	(連邦税) 段階的課税 〔分離課税〕 + (州・地方政府税) 総合課税	7.1~34.8% 〔連邦税:0、15、20% 州・地方政府税:7.1%~14.8%〕 ※株式譲渡益は、12ヶ月以下保有の場合、総合課税 (17.1~51.8%)

英国		
給与所得 課税	総合課税	20、40、45%
利子課税	段階的課税 〔分離課税〕	0、20、40、45%
配当課税	段階的課税 〔分離課税〕	7.5、32.5、38.1%
株式譲渡益 課税	段階的課税 〔分離課税〕	10、20%

(注1) 税率は小数点第二位で四捨五入している。

(注2) 米国では、閾値(単身者:20万ドル(2,280万円)、夫婦合算:25万ドル(2,850万円))を超える総所得がある場合、その超過分に対して、純投資所得(利子、配当、短期・長期キャピタルゲイン等)の範囲内で、追加で3.8%の税が課される。

(備考) 申告納税者の所得税負担率のグラフは、各国政府資料より作成。米国は2019課税年度、英国は2020課税年度。

〔邦貨換算レートは、1ドル=109円、1ポンド=141円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和2年(2020年)1月中適用)。〕



フランスの一般社会税(CSG)について

(2021年8月現在)

1. 経緯と概要

- 一般社会税(CSG)とは、1991年に導入された社会保障目的の所得課税である。徴収は原則として社会保障関係機関によって行われ、一般会計を経ることなく、全額が疾病・年金・介護・家族給付等の目的ごとに分かれた給付機関に直接配分され、執行される。

2. 税率

- 各所得に対して課される税率は以下のとおり。
 - ・ 給与所得・事業所得・資本所得等・・・9.2%
 - ・ 失業手当等・・・6.2%
 - ・ 賭博による所得・・・11.2% 等
- ※ 給与所得については、164,544ユーロを超えない分の1.75%が控除され、所得税より課税ベースが広い。
- ※ ほぼ全ての所得を課税対象としているが、一部の社会保障給付及び非課税貯蓄に関する利子等については課されない。

3. 税収(2019年決算)

- 1,267億ユーロ(15.6兆円)(一般会計総税収: 2,813億ユーロ(34.6兆円))
- ※ 同年の所得税収は717億ユーロ(8.8兆円)であり、一般社会税収を大きく下回る。

(備考) 邦貨換算レート:1ユーロ=123円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:令和3年(2021年)1月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。



フランスの社会保障負債返済拠出金 (CRDS) について

(2021年8月現在)

1. 経緯と概要

- 社会保障負債返済拠出金 (CRDS) とは、社会保障の累積赤字の返済を目的として、1996年に導入された所得課税である。税収は全額、社会保障債務返済基金 (CADES※) へ直入される。当初は13年間1ヶ月限定であったが、CADESの債務返済期限延長に伴い、現在は最長2033年末まで課される予定。

※ 社会保障債務返済基金 (CADES) とは、社会保障債務の返済を目的として1996年に設立された機関である。2020年8月にCADESの債務返済期限は2033年末に延期された。2020年の収入は176億ユーロ (2.2兆円)。

2. 税率

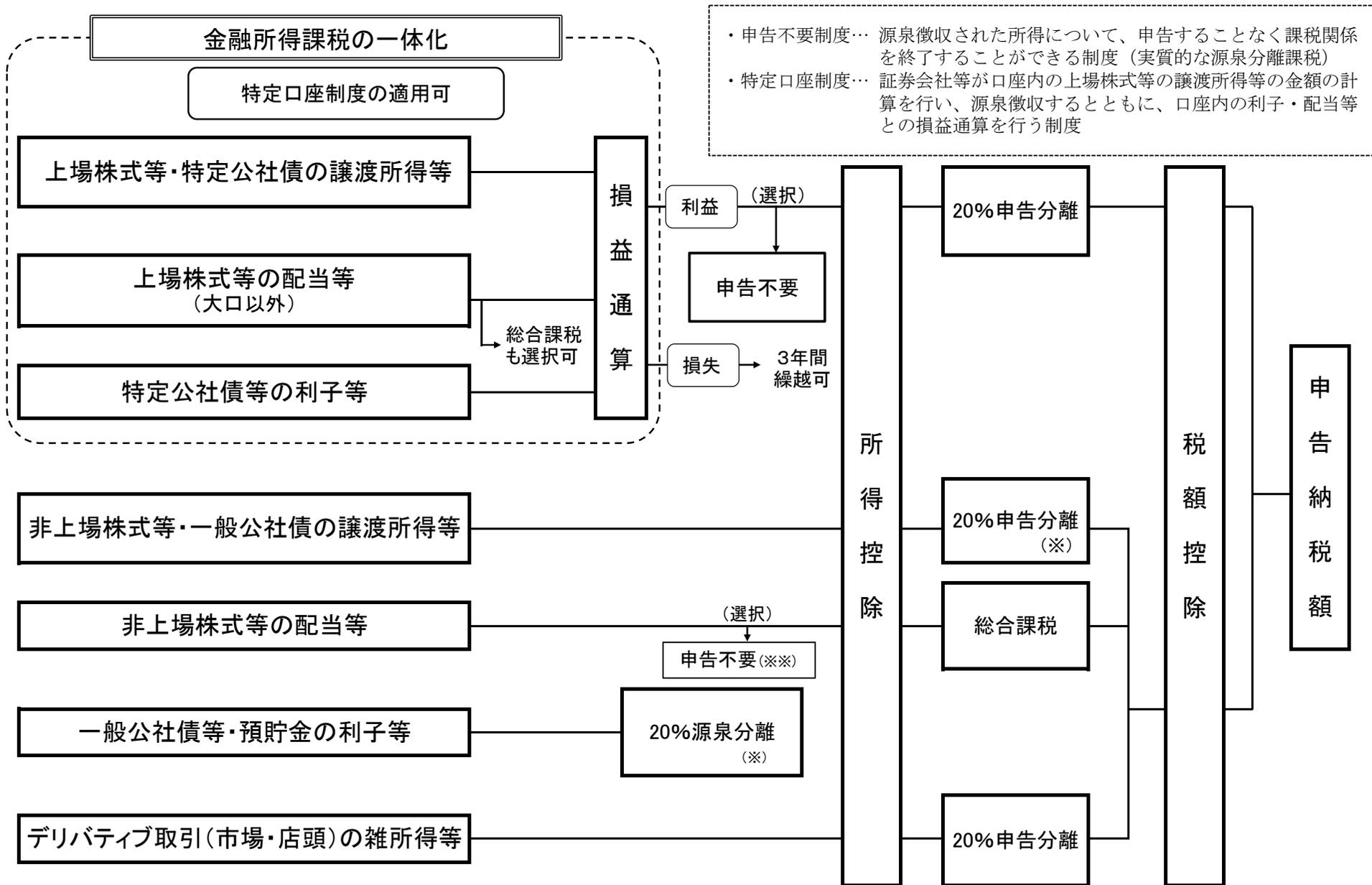
- 税率は0.5%。
 - ※ 給与所得については、164,544ユーロを超えない分の1.75%が控除され、所得税より課税ベースが広い。
 - ※ ほぼ全ての所得を課税対象としているが、一部の社会保障給付及び非課税貯蓄に関する利子等については課されない。

3. 税収 (2019年決算)

- 76億ユーロ (9,348億円) (一般会計総税収: 2,813億ユーロ (34.6兆円))
 - ※ 同年の所得税収は717億ユーロ (8.8兆円)。

(備考) 邦貨換算レート: 1ユーロ=123円 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場: 令和3年(2021年)1月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

主な金融所得に対する課税方式【平成28年～】



・申告不要制度… 源泉徴収された所得について、申告することなく課税関係を終了することができる制度 (実質的な源泉分離課税)

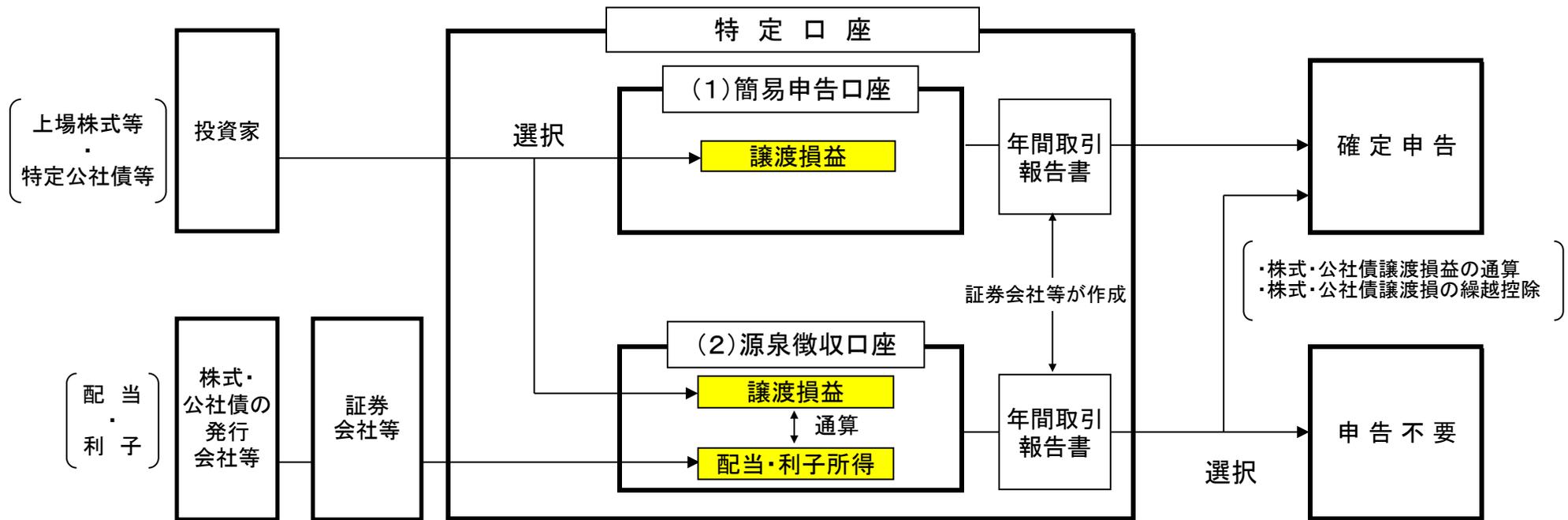
・特定口座制度… 証券会社等が口座内の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算を行い、源泉徴収するとともに、口座内の利子・配当等との損益通算を行う制度

(※) 同族会社が発行した社債について支払を受ける利子(利子所得)及び償還金(雑所得)で、その同族会社の株主である役員等が支払を受けるもの及びその同族会社の役員等が関係法人を同族会社との間に介在させて支払を受けるものは、総合課税の対象。

(※※) 一定の非上場株式等の配当等で、一回の支払金額が、10万円(計算期間が1年でないときは、月数で按分した金額)以下であるものが対象。

特定口座制度

○ 居住者等が金融商品取引業者等に特定口座を開設した場合のその特定口座内における上場株式等の譲渡による譲渡所得等の金額については、他の株式等の譲渡による譲渡所得等の金額とを区分して計算する。



(1) 簡易申告口座

証券会社等に特定口座を開設した場合に、その特定口座内における上場株式等又は特定公社債等の売却による所得の金額については、他の株式等の売却による所得と区分して計算することができる。この計算は証券会社等が行い、証券会社等から交付される年間取引報告書により、簡便に申告を行うことができる。

(2) 源泉徴収口座

- ① 譲渡の都度、証券会社等が、所得税15%・住民税5%の税率により、所得税の徴収又は返還を行う。
- ② 特定口座を開設している証券会社等が源泉徴収を行う上場株式等の配当等及び特定公社債等の利子等を源泉徴収口座へ受け入れることが可能。また、当該配当等及び利子等と口座内で生じた譲渡損失との通算が可能。
- ③ 証券会社等は、年間分の譲渡所得、配当所得及び利子所得に係る源泉所得税を一括して翌年1月10日までに国庫に納付する。

主要国における土地譲渡益課税の概要（未定稿）

（2022年1月現在）

	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
課税方式	<p>申告分離課税</p> <p>20%</p> <p>〔 所得税:15% + 個人住民税:5% 〕</p> <p>※ 5年以内の短期譲渡益の場合、30%（+個人住民税9%）</p>	<p>段階的課税（分離課税）（連邦税）</p> <p>3段階 0、15、20%（注2）</p> <p>+ 総合課税（州・地方政府税）（注2）</p> <p>〔 ニューヨーク市の場合 7.1%～14.8% 〕</p> <p>※ 12ヶ月以下保有の場合 総合課税 （17.1～51.8%）（注2）</p>	<p>段階的課税（分離課税）</p> <p>2段階 10、20%（注3）</p> <p>※ 株式等の譲渡益と合わせて年間12,300ポンド（189万円）が非課税</p>	<p>総合課税</p> <p>0～47.5%</p> <p>〔 所得税：0～45% + 連帯付加税：税額の5.5% 〕</p> <p>※ 長期譲渡益（10年超の保有）の場合は非課税</p>	<p>分離課税</p> <p>36.2%</p> <p>〔 所得税：19% + 社会保障関連諸税：17.2% 〕</p> <p>※ 取引ごとの譲渡価格が15,000ユーロ（195万円）以下であれば非課税</p> <p>※ 5年超保有の場合、保有期間に応じて控除を適用可能（注4）</p>

（注1）上記は、各国における原則的な取扱いを示したものの。

（注2）米国では、給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、配当所得及び長期キャピタル・ゲインのうち、41,675ドル（475万円）以下のブラケットに対応する部分には0%、41,675ドル超のブラケットに対応する部分には15%、459,750ドル（5,241万円）超のブラケットに対応する部分には20%の税率が適用される（単身者の場合）。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる。

（注3）英国では、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、キャピタル・ゲインのうち、50,270ポンド（774万円）以下のブラケットに対応する部分には10%（居住用資産については18%）、50,270ポンド超のブラケットに対応する部分には20%（同28%）の税率が適用される。なお、居住している不動産を譲渡する場合で、その他には家を所有していないなどの一定の条件を満たす場合には、非課税。

（注4）フランスでは、保有期間が5年を超える場合、1年につき6%の控除が適用となり、保有期間が22年を超える場合は全額控除となる。

（備考）邦貨換算レートは、1ドル=114円、1ポンド=154円、1ユーロ=130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。